

【地方分権及び規制緩和に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において地方分権及び規制緩和に関する特別委員会に付託された法律案は、第129回国会からの継続案件である内閣提出の1件であり、成立した。なお、本委員会付託の請願はなかった。

〔法律案の審査〕

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減を図るため、2月15日の閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」における規制緩和等の措置を実施するに当たり、7省、40法律、177事項にわたる許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものである。

委員会においては、規制緩和の効果と影響、今後の規制緩和の進め方、地方分権の推進方策などの質疑が行われ、全会一致で、可決された。

〔決議〕

本委員会では、10月26日、「規制緩和推進計画」の実行方策、手順等の明確化外4項目にわたる規制緩和の推進に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

11月30日、地方分権の推進に関する件について、前島根県知事恒松治君、横浜国立大学名誉教授成田頼明君及び柳井市長河内山哲朗君から意見を聴取するとともに、質疑を行った。

また、前国会閉会中に行われた、「地方分権に関する特別委員会」及び「規制緩和に関する特別委員会」の委員派遣の報告は、10月21日の会議録の末尾に掲載することとなった。派遣は、地方分権特別委員会が8月31日から9月2日まで、北海道において地方分権に向けての取組状況、財政事情及び地域振興対策の実情の説明聴取と地域振興関連諸施設の視察を行った。規制緩和特別委員会は、9月5日から7日まで、新潟県及び富山県において地方分権と規制緩和に関する意見を聴取し、NHK、石油・運輸・情報産業、大規模小売店、酒造会社及び自動車工場の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成6年9月30日(金) (第1回)

特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成6年10月21日(金) (第2回)

地方分権の推進及び規制緩和に関する件について山口総務庁長官及び野中自治大臣から発言があった。

派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(第129回国会閣法第73号)について山口総務庁長官から趣旨説明を聞いた。

○平成6年10月26日(水) (第3回)

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(第129回国会閣法第73号)について山口総務庁長官、政府委員、経済企画庁、通商産業省、建設省、運輸省、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(第129回国会閣法第73号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

規制緩和の推進に関する決議を行った。

○平成6年11月30日(水) (第4回)

参考人の出席を求めることを決定した。

地方分権の推進に関する件について参考人前島根県知事恒松制治君、横浜国立大学名誉教授成田頼明君及び柳井市長河内山哲朗君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日(木) (第5回)

地方分権の推進及び規制緩和に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議	
129 -73	許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案	※衆	6. 5. 20	6. 9. 30	6. 10. 26 可 決	6. 10. 28 可 決	6. 10. 28 規制緩和 特委	6. 11. 2 可 決	6. 11. 2 可 決	第129, 130回国会 参継続

(4) 成立議案の要旨

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案

(第129回国会閣法第73号)

【要旨】

本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減を図るため、7省、40法律、177事項にわたる許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1. 許可、認可等を継続する必要性が認められないものはこれを廃止する。
(金融先物取引法等32法律、134事項)
2. 現行の許可、認可等が過剰な規制になっているものはこれを緩和する。
(鉄道事業法等6法律、16事項)
3. 現行の許可、認可等が不合理になっているものはこれを合理化する。(文化財保護法等11法律、27事項)
4. この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

(5) 委員会決議

規制緩和の推進に関する決議

我が国経済社会を取り巻く内外の諸情勢は極めて厳しい。長期不況、貿易問題等の諸課題の解決とともに、国民が豊かさを実感できる21世紀へのさらなる発展の道を拓くため、世界有数の経済成長を支えてきた仕組みがいま、試練のときに立たされている。当面の総合的な経済対策に加え、我が国経済社会を柔軟で活力に満ちた強靱な体質に改善するとともに、国際的に調和がとれ一層開かれた市場とするための本格的な改革が求められている。

よって、政府は、第3次臨時行政改革推進審議会、経済改革研究会等の提言を踏まえつつ、官民の役割を明確にし、次の諸点に留意して、国民の理解と協力の下に実効ある規制緩和の推進に積極的に取り組むべきである。

1. 「規制緩和推進計画」の策定、実行に当たっては、実行方策、手順等を明確にし、規制緩和による諸影響に配慮しつつ、可及的速やかに実行に移すこ

と。

2. 行政指導や輸入手続等を含めた公的な関与についても、規制にわたるものについては改善、撤廃を図ること。
3. 開かれた市場にその本来の機能を発揮させるため、独占禁止法の運用強化を図りつつ、企業倫理の確立が図られるよう必要な措置を講ずること。
4. 規制緩和により影響を受けることが予測される中小企業、雇用等に万全の対策を講ずること。
5. 消費者利益を増進するため、情報提供態勢及び消費者被害の未然防止・救済制度の改善等、消費者行政の充実強化を図ること。

右決議する。